

○厚生労働省告示第六十八号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和三十六年政令第十一号）第二十条第一項第七号（同令第七十二条において準用する場合を含む。）及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第九十六条第七号の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第二十条第一項第六号及び第七号並びに医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第九十六条第六号及び第七号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品（平成十六年厚生労働省告示第四百三十一号）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から適用する。

平成二十八年三月十六日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

- 第二号中110を113とし、11から109までを14から112までとし、10を11とし、その次に次のように加える。
- 12 ヒプロメロースカプセル
- 13 プランカプセル
- 第二号中9を10とし、4から8までを5から9までとし、3の次に次のように加える。
- 4 イソマル水和物